
**道の駅やちよ
(八千代ふるさとステーション・
やちよ農業交流センター)
指定管理者募集要項**

平成29年10月

八千代市

〔目 次〕

1	募集の目的	1
2	施設管理の基本方針	1
3	施設の概要	1
4	管理の基準	3
5	業務の範囲	3
6	指定の期間	4
7	管理運営のリスク	4
8	管理運営費	5
9	募集・選定等のスケジュール	5
10	申請資格等	6
11	指定管理者の募集	6
12	指定管理者候補者の選定	9
13	指定管理者の指定	9
14	協定の締結	9
15	実績の評価	9
16	留意事項	10
17	添付資料	12
18	問い合わせ先	13

1 募集の目的

八千代市（以下「市」という。）は、八千代ふるさとステーション（以下「ふるさとステーション」という。）及びやちよ農業交流センター（以下「農業交流センター」という。）の効率的・効果的な管理運営を行うことで、市民サービスの向上と経費節減等を図るため、地方自治法第244条の2及び八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例及びやちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により、ふるさとステーション及び農業交流センターの指定管理者を次のとおり募集します。

2 施設管理の基本方針

(1) 設置の目的

① ふるさとステーション

農業の振興を図るとともに、市民、農業生産者及び商工業者相互の交流を深めるため、ふるさとステーションを設置します。

② 農業交流センター

農業に対する市民の理解と関心を深めるとともに農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図り、もって農業の振興に資するため、農業交流センターを設置します。

(2) 施設の管理運営方針

指定管理者は、以下の方針に基づき管理運営を行うものとします。

- ① 利用者、来館者及び市民等（以下「利用者等」という。）が安全で快適に利用できるよう適正な管理運営を行うこと。
- ② 利用者等の多様なニーズに応え、質の高いサービスを提供するよう努めること。
- ③ 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- ④ 関係法令等を遵守すること。

3 施設の概要

(1) ふるさとステーション

- | | |
|----------|---|
| ① 名 称 | 八千代ふるさとステーション |
| ② 開設年月日 | 平成9年7月（平成9年3月竣工） |
| ③ 所在地 | 八千代市米本4,905番地1 |
| ④ 敷地面積 | 15,101.30㎡ |
| ⑤ 建築面積 | 1,816.48㎡ |
| ⑥ 延床面積 | 1,361.67㎡ |
| ⑦ 規模構造 | 鉄筋コンクリート平屋建て一部鉄骨造り |
| ⑧ 年間利用者数 | 資料1「道の駅やちよ利用者数等」のとおり |
| ⑨ 附帯施設 | 附属棟（電気室、ポンプ室、受水槽）、浄化槽棟、仮設トイレ（和式2器）、駐車場110台（大型10台、普通車98台、身障者用2台）、臨時駐車場55台（調整池）、調整池 |
- ※詳細は、資料2「道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり

(2) 農業交流センター

- ① 名 称 やちよ農業交流センター
- ② 開設年月日 平成25年4月（平成25年3月竣工）
- ③ 所在地 八千代市島田2,076番地
- ④ 敷地面積 10,358.28㎡
- ⑤ 建築面積 1,740.40㎡
- ⑥ 延床面積 1,487.06㎡
- ⑦ 規模構造 鉄骨造り平屋建て
- ⑧ 年間利用者数 資料1「道の駅やちよ利用者数等」のとおり
- ⑨ 附帯施設 清掃用具入れ物置、物置、ふれあい広場（芝生広場）、ふれあいの森、足洗い場、駐車場109台（内身障者用3台）、事業用駐車場26台、駐輪場70台、キュービクル、浄化槽
※詳細は、資料2「道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり

(3) 施設構成

表1のとおり。

【表1 ふるさとステーション・農業交流センター施設構成】

区分	施設名称	面積（㎡）
ふるさとステーション	・農産物特産物展示販売場（販売所、倉庫、温室） ・レストラン（客席、厨房、更衣室、トイレ、倉庫、ラウンジ） ・アイスクリームファクトリー ・男子トイレ（小便器4器、大便器洋式2器）、女子トイレ（洋式4器）、多目的トイレ（洋式1器） ・事務室、休憩室、更衣室、湯沸室、ピロティ、テラス、機械室、情報コーナー、ホール、風除室 ※詳細は、資料2「道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり	1,747.75
農業交流センター	・農産物・加工品販売所（販売所、下処理室、事務室、プレハブ冷蔵庫、ゴミ置場、室外機置場） ・農産物加工所（販売所、厨房、準備室、トイレ、事務室、ゴミ置場） ・喫茶コーナー（厨房、準備室、事務室、ゴミ置場）、休憩コーナー ・第1研修室、第2研修室、倉庫、室外機置場 ・調理実習室、倉庫 ・男子トイレ（小便器7器、大便器洋式3器、大便器和式1器）、女子トイレ（洋式8器、和式1器）、多目的トイレ（洋式2器、オストメイト付き） ・管理事務所、打合せコーナー、書庫、ゴミ置場	1,725.90

	・ふれあいモール，ピロティ ※詳細は，資料2「道の駅やちよ管理区域図及び平面図」のとおり	
--	---	--

4 管理の基準

管理の基準は，以下のとおりとします。詳細については，資料3「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）管理運営仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 休館日

休館日は仕様書記載のとおりとします。

(2) 開館時間

開館時間は仕様書記載のとおりとします。

(3) 施設の利用許可等

指定管理者は，八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例及びやちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により，市長に代わって，ふるさとステーション及び農業交流センターの利用を許可し，あるいは許可しないものとします。

なお，指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分には，八千代市行政手続条例の規定が適用されますので留意してください。

(4) 情報公開及び個人情報の取扱い

管理運営を行うに当たって取得又は作成した情報の公開及び個人情報の取扱いについては，仕様書記載のとおり適正に取り扱ってください。

(5) 関係法令等の遵守

仕様書記載の関係法令等の規定を遵守してください。

5 業務の範囲

指定管理者が行う業務の詳細については，仕様書を参照してください。

(1) ふるさとステーション

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例第6条に規定される業務を行います。

運営業務

- ・ 農産物(農産物を原材料として加工，製造又は調理をされた物を含む。)及び特産物の展示及び販売をするための施設の提供に関する業務
- ・ 農業情報に関する業務
- ・ ふるさとステーションの利用の許可に関する業務
- ・ その他ふるさとステーションの設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 農業交流センター

やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例第6条等に規定される業務を行います。

運営業務

- ・ 農産物(主として市の区域内において生産された農産物をいい、当該農産物を原材料として加工、製造又は調理(以下「加工等」という。)をされた物を含む。)の展示及び販売を行うための施設の提供に関する業務
- ・ 農産物の加工等を行うための施設の提供に関する業務
- ・ 農業体験その他農業に対する市民の理解と関心を深めるための活動に関する業務
- ・ 農業技術、農業経営その他農業に関する研修及び指導に関する業務
- ・ 農業交流センターの利用の許可に関する業務
- ・ 農業交流センターの第1研修室、第2研修室及び調理実習室使用料収納に関する業務
- ・ その他農業交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(3) 共通事項

① 運營業務

- ・ その他ふるさとステーション及び農業交流センターの目的を達成するために必要な業務

② 管理業務

- ・ ふるさとステーション及び農業交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

③ その他の業務

- ・ その他市長が施設の管理運営上必要と認める業務

④ 自主事業

指定管理者は、ふるさとステーション及び農業交流センターの利用を阻害しない範囲で自らの提案による事業を実施し、自らの収入とすることができます。

ただし、ふるさとステーションにおいては、自動販売機設置収入、やちよ農業交流センターにおいては、自動販売機設置収入及び農業体験受付等斡旋手数料を除くこととします。

- ・ その他ふるさとステーション及び農業交流センターの目的を達成するために必要な業務
- ・ その他市長が施設の管理運営上必要と認める業務

6 指定の期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日（5年間・予定）

指定の期間は、指定管理者指定の議決の際に確定します。また、指定管理者として業務を継続することが適当でないと認めるときは、期間内であっても指定を取り消すことがあります。

7 管理運営のリスク

ふるさとステーション及び農業交流センターの管理運営を行うに当たって想定されるリスクについては、資料4「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）リスク分担表」のとおり負担することとし、また、自ら事業を行うに当たっ

て生じるリスクは、指定管理者が負担することとします。

なお、資料４の定めに疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合には、別途市と協議するものとします。

8 管理運営費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は、次のとおりとします。この額を参考として、指定管理期間中の収支予算計画を作成するものとします。

合計 税込 286,407,225 円（予定）

（内訳）

平成30年度 税込 57,297,645 円（予定）

平成31年度 税込 57,286,845 円（予定）

平成32年度 税込 57,238,245 円（予定）

平成33年度 税込 57,297,645 円（予定）

平成34年度 税込 57,286,845 円（予定）

※消費税（地方消費税を含む）については、8%で算出しております

(2) 指定管理料の内訳

① 人件費

② 物件費

③ 修繕費

※修繕費については、収支予算計画に毎年度150万円計上するものとし、150万円の支出がなかった場合、支出のなかった修繕費について指定管理料を年度末日に減額するものとします

④ その他費用

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払方法は、協定に定めるものとします。

(4) 管理口座

管理運営業務に係る収入（自動販売機設置収入及び農業体験受付等斡旋手数料を含む）及び支出は、専用の管理口座を設け、経理するものとします。

9 募集・選定等のスケジュール

項 目	時 期
募集要項配布期間	平成29年10月6日から平成29年11月6日まで
図面閲覧期間	平成29年10月6日から平成29年11月6日まで
現地説明会申込期間	平成29年10月6日から平成29年10月12日まで
現地説明会	平成29年10月16日
質問受付期間	平成29年10月6日から平成29年10月18日まで
質問回答	平成29年10月24日
申請書受付期間	平成29年10月25日から平成29年11月6日まで
指定管理者選考委員会開催	平成29年11月22日

選定結果通知	平成29年12月初旬
指定管理者指定	平成29年12月中（平成29年八千代市議会第4回定例会）
協定の締結	平成30年1月から2月頃まで
管理運営開始	平成30年4月1日

10 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の申請ができる者は、次のとおりとします。

- ① 法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）であること。
- ② 指定管理者としての実績

過去5年以内に農業振興に関する施設において、指定管理者業務を受託していること。

※共同企業体で申請する場合は、構成員の1つが条件を満たせばよいこととします

(2) 欠格事項

以下のいずれかに該当する法人等又は共同企業体は申請できません。

なお、共同企業体については、共同企業体を構成する法人等（以下「構成員」という。）が以下のいずれにも該当しないことが条件となります。

- ① 当該法人等の責めに帰すべき事由により市、他の地方公共団体又は国から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない法人等
- ② 八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている法人等
- ③ 資料5「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」第1条第1項各号のいずれかに該当する法人等
- ④ 破産手続き開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ⑤ 法人等の役員等（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち以下のいずれかに該当する者がある法人等
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 市税等の滞納がある者
 - エ 指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から5年を経過しない者
- ⑥ 国税、県税、市町村住民税に滞納がある法人等

11 指定管理者の募集

(1) 募集要項の配布場所

八千代市ホームページ（<http://www.city.yachiyo.chiba.jp/>）に掲載及び八千代市

産業活力部農政課（以下「18 問い合わせ先」とします。）で配布します。

(2) 図面等の閲覧

平成29年10月6日から平成29年11月6日までの期間「18 問い合わせ先」でふるさとステーション及び農業交流センターの図面等を閲覧することができます。

(3) 現地説明会の実施

様式1「現地説明会参加申込書」を「18 問い合わせ先」記載のメールアドレスまで送信してください。受付完了後、平成29年10月13日までに返信いたします。返信のない場合には、「18 問い合わせ先」記載の電話番号まで連絡してください。

また、指定管理者に申請する場合は、現地説明会に必ず参加してください。

(4) 質問の受付・回答

様式2「質問書」を「18 問い合わせ先」記載のメールアドレスに平成29年10月6日から平成29年10月18日までの間に送信してください。件名は「道の駅やちよ指定管理者質問」とします。質問の回答は平成29年10月24日に市のホームページに掲載いたします。なお、電話による質問は受け付けません。

(5) 申請書の受付

平成29年10月25日から平成29年11月6日まで「18 問い合わせ先」記載の受付時間に行います。

(6) 申請書類

申請に当たっては、次の①～⑭の書類を10部（正本1部、副本9部）提出してください。

- ① 八千代ふるさとステーション指定管理者指定申請書
- ② やちよ農業交流センター指定管理者指定申請書
- ③ 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定管理者指定申請書添付書類一覧（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 個人情報外部提供同意書（様式5）
- ⑥ 団体概要書（様式6）。上記10 申請資格等(1)②の条件を満たしていることを確認できるように作成してください。
- ⑦ 定款，寄附行為，規約又はこれらに類する書類
- ⑧ 役員名簿，役員の履歴書
- ⑨ 法人登記事項証明書 ※
- ⑩ 印鑑証明書 ※
- ⑪ 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度の事業報告書その他団体の業務内容・実績を明らかにする書類
- ⑫ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度の貸借対照表，収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類（債務保証及び物上保証等がある場合で記載がない場合は，別途債務保証及び物上保証等がある旨を記載した書面及びそれを証する書面を添付すること）
- ⑬ 国税，県税，市町村税の各納税証明書 ※
- ⑭ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

- ⑮ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることを証する書類
- ⑯ 雇用保険に加入していることを証する書類
- ⑰ 資格を有することを証する書類
- ⑱ 収支予算書（様式 7）
- ⑲ 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）事業計画書（様式 8）

また、共同企業体による申請の場合は、①から⑲までの書類に加え、以下の書類を提出してください。

- ⑳ 共同企業体届出書（様式 9）
- ㉑ 共同企業体協定書（様式 9 関係書類）

なお、共同企業体による申請の場合は、以下の事項に留意してください。

ア 構成員ごとに④から⑰までの書類を提出してください。

イ 共同企業体の名称を設定してください。

※ 「道の駅やちよ」、「八千代ふるさとステーション」、「やちよ農業交流センター」は使用不可

ウ 共同企業体の代表者を選定してください。

エ 様式 9 関係書類「共同企業体協定書（例）」を参照のうえ、役割や業務分担等について、構成員の間で協定を締結してください。

※ 公的機関が発行する証明書については、申請日以前 3 か月以内に発行されたものを添付してください

(7) 申請書類の取扱い

- ① 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ② 申請書類について、八千代市情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、同条例に定める不開示情報を除き開示します。
また、市が必要に応じて申請書類の全部又は一部を公表できるものとします。
- ③ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は必要に応じて申請書類の全部又は一部を無償で使用又は複写できるものとします。
- ④ 申請書類は、市が必要と認めるものを除き、申請受付後に変更することはできません。

(8) 注意事項

- ① 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施することがあります。
- ② 申請に際して不正行為を行った場合、申請書類に虚偽があった場合又は「10 申請資格等(2)」のいずれかに該当していることが判明した場合は失格とします。
- ③ 申請受付後に辞退する場合は、様式 10「辞退届」を提出してください。
- ④ 申請に係る費用は、全て申請者の負担とします。
- ⑤ 申請者又はその関係者が、八千代市産業活力部所管施設指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員、市の職員又は他の申請者等に、接触することを禁止し、また、接触した場合は、失格とします。
- ⑥ 複数の申請、あるいは複数の共同企業体の構成員となり申請することはできません

ん。

12 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

選考委員会において、選考を行います。申請者である法人の代表者等に選考委員会において、プレゼンテーションを行っていただき、委員からの質問に対して代表者等に回答していただきます。市は選考委員会の審査した結果に基づき、最も適当と認める法人を指定管理者候補者として選定します。

※選考委員会の開催日は、11月22日に開催し、時間及び場所は、後日連絡します

(2) 審査基準

資料6「道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定管理者選定基準（審査基準）」のとおりとします。

なお、共同企業体による申請の場合は、資料7「共同企業体審査基準」に基づく審査も行います。

(3) 選定結果の通知、公表

選定結果は、各申請者に文書で通知します。また、市のホームページで公表します。

13 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）の指定管理者を指定する議案として平成29年八千代市議会第4回定例会に上程します。

指定議案の議決により、指定管理者候補者を指定管理者として指定し、その旨を告示します。

14 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で協議を行い、道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）の管理運営に必要な事項を定めるため、協定を締結します。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者との間で協議するものとします。

15 実績の評価

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、月例事業報告書、年度事業報告書及び市が必要とする書類を提出することとします。詳細は仕様書のとおりです。

(2) セルフモニタリングの実施

市が別に定めるモニタリング基本計画に基づき、指定管理者はセルフモニタリング（管理運営の自己評価）を実施し、市は、その結果を基に検証を行います。

(3) モニタリングへの協力

市は、指定管理者の行う管理運営業務に関し、仕様書に定めるとおり実施されてい

るか確認します。

また、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営についての現地調査を行うことができ、指定管理者は合理的な理由なく拒否できないこととします。

(4) 管理運營業務評価の実施

市は、別に定める評価基準を基に評価を行います。

(5) 評価結果の公表

モニタリング結果は、市のホームページで公表するものとします。詳細は仕様書のとおりです。

(6) 評価結果の活用

市によるモニタリングの検証の結果、改善等の指示が出された場合は、指定管理者は、その趣旨に沿って、対応してください。

16 留意事項

(1) 業務の開始の準備

指定管理者は、指定の期間開始の前日までに、業務の実施に当たり必要な準備を行うこととします。

なお、準備に要する費用は、すべて指定管理者として指定された法人等の負担とします。

(2) 第三者委託の禁止

指定管理者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとします。業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の承認を得るものとします。

(3) 事業継続困難時の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は指定管理者の指定を取消す等の措置をとります。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑に管理運營業務を実施できるよう引継ぎを行うものとします。

② 災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について市と協議するものとします。

(4) 暴力団の排除

資料5「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」に基づき、指定管理者の指定を受けようとする法人等又は当該法人等の役員等が、同合意書第1条第1項各号いずれかに該当するか否かについて、八千代警察署に照会します。

また、照会に際し、八千代警察署に個人情報を提供することに同意するものとします。

なお、指定管理者又はその役員等が、同合意書第1条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、指定の取消しその他必要な措置を講じます。

(5) 備品等の所有権の帰属

指定管理料で購入した備品の所有権の帰属は、仕様書に定めるものとします。

(6) 指定管理者の法人格変更等

団体の名称及び法人格等に変更が生じる場合には、速やかに市と協議することとします。

(7) 保険の加入

指定管理者は、指定の期間中、自らの過失等によりふるさとステーション及び農業交流センター等に損害を与えた場合に備え、保険に加入するものとします。

(8) 災害応急活動

指定管理者は、災害時において市が「八千代市地域防災計画」に基づき行う災害応急活動に協力するものとします。

(9) 事務機器等の設置

指定管理者は以下の事務機器等の設置を行うものとします。

・事務に使用するパソコン、プリンター、シュレッダー等の事務機器

※仕様書別添9備品等一覧表に記載のある事務機器等は、設置してあります

(10) 行政財産使用料の納付

自主事業により自動販売機を設置する場合や利用許可区域外で販売行為等を行う場合は、設置場所の面積に応じた八千代市行政財産使用料条例に基づく使用料を納付していただきます。

なお、自動販売機に係る電気料金について、別途、市に納付していただきます。

※指定管理料には含まれません。

(11) 電話回線等の準備

指定管理者が使用する必要な台数の固定電話を用意するとともに、下記のとおり、電話回線契約を行うものとします。なお、使用料については指定管理者が負担することとします。

施設名	必要な電話回線開設契約
ふるさとステーション	1つの電話番号で4回線使用可能
農業交流センター	2つの電話番号で3回線及び1回線使用可能

(12) インターネット回線の準備

指定管理者が使用するインターネット回線開設契約を行うこととします。

なお、ふるさとステーション及び農業交流センター各施設1回線以上開設することとし、使用料については指定管理者が負担することとします。

(13) 無料公衆無線LAN利用環境整備

農業交流センターの休憩コーナーで無料公衆無線LANの利用環境を整備すること。

※ふるさとステーションにおいては、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所による無料公衆無線LANの利用環境が整備されています

(14) 車両の配備

市との事務連絡を行うための車両を配備することとします。

(15) 消火器の配置

指定管理者は、農業交流センターにおいては、強化液消火器8本・粉末消火器8本を配置することとします。

※ふるさとステーションには、備品として設置されています

(16) 自動体外式除細動器（AED）

指定管理者は、農業交流センターにおいては、自動体外式除細動器（AED）の配置をすることとします。

※ふるさとステーションには、備品として設置されています

(17) やちよ農業交流センター使用料収納事務委託

農業交流センターの第1研修室、第2研修室及び調理実習室の利用者が負担した各施設の使用料について、指定管理者は市との間にやちよ農業交流センター使用料収納事務委託契約（仮）を締結するものとします。

※なお、収納事務に係る委託料は、指定管理料に含むものとし、施設使用料は、市の収入とします

17 添付資料

- ・ 資料1 道の駅やちよ利用者数等
- ・ 資料2 道の駅やちよ管理区域図及び平面図
- ・ 資料3 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）管理運営仕様書
- ・ 資料4 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）リスク分担表
- ・ 資料5 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書
- ・ 資料6 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定管理者選定基準（審査基準）
- ・ 資料7 共同企業体審査基準
- ・ 別紙 指定管理者が行う業務の分類
- ・ 申請書類の提出に当たっての留意事項
- ・ 八千代ふるさとステーション指定管理者指定申請書（八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例施行規則）
- ・ やちよ農業交流センター指定管理者指定申請書（やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則）
- ・ 様式1 現地説明会参加申込書
- ・ 様式2 質問書
- ・ 様式3 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）指定管理者指定申請書添付書類一覧
- ・ 様式4 誓約書
- ・ 様式5 個人情報外部提供同意書
- ・ 様式6 団体概要書
- ・ 様式7 収支予算書
- ・ 様式8 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）事業計画書
- ・ 様式9 共同企業体届出書
（様式9関係書類 共同企業体協定書（例））

- ・ 様式 10 辞退届

18 問い合わせ先

千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5

八千代市 産業活力部 農政課

電話番号 047-483-1151 (内線 3564・3565)

メールアドレス nousei2@city.yachiyo.lg.jp

受付時間 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで